

武蔵野星城高等学校 部活動に係る活動方針

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立をとおして、充実した学校生活の実現を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動を行うことで、生徒の心身の成長を図る。
- (3) 「自分で考えて、自分で判断し行動できる自主自立の人間形成」と「これからの社会を生き抜ける人材の育成」を図る。

2 指導体制の整備

- (1) 各顧問が活動方針、年間・月間の活動計画及び活動実績記録簿を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、部活動保護者会または文書によって、該当する部活動の生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 各部顧問は施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 管理職は体罰やハラスメントの根絶を目指し、教員研修を実施する。
- (3) 部活動顧問会が中心となり、定期的に情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心配蘇生法やAED使用の研修会を実施する。
- (6) 各部顧問は効果的で安全な練習計画を作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるように工夫する。また、管理職は校内研修の開催や校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (7) 部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、通知等により保護者の理解を得ると共に、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 原則として土日祝祭日(以下「休日」という)は活動を行わない。また、平日においては1日以上休養日を設けることとする。対外試合(公式戦)等で休日に活動を行った場合は、通常の休養日とは別に休養日を設け、年間を通して104日以上休養日を確保する。
- (2) 休日に部活動を行った場合、顧問は振替休日を取得しなければならない。
- (3) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則として禁止とする。
- (4) 活動時間には準備時間やウォーミングアップ、クールダウン時間を含め、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (5) 長期休業中は、(1)の休養日の設定に準じると共に、連続する3日以上休養日を設定する。
- (6) 顧問と生徒とで、参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- (7) 部活動実施環境に気を配り、高温下での練習等は控える。「暑さ指数(WBGT)」を指標とし、WBGT 31℃以上は原則運動禁止、WBGT 28℃～31℃で練習する場合は、頻繁に休息を入れながら生徒の体調変化に注意して練習する。